



金沢市公報

号外第29号の2

平成21年(2009年)9月30日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ		ページ
●規則		○金沢市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	3
○金沢市総合治水対策の推進に関する条例施行規則	1	(福祉総務課)	
○市長事務の一部を金沢市公営企業管理者に委任する規則の一部を改正する規則	3	○介護保険法の規定に基づく基準該当居宅サービス等の事業を行う者の登録等に関する規則の一部を改正する規則	4
(〃)		(介護保険課)	
○金沢市財務規則の一部を改正する規則	3	○金沢市介護保険規則の一部を改正する規則	6
(財政課)		(〃)	

規 則

金沢市総合治水対策の推進に関する条例施行規則をここに公布する。

平成21年9月30日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第66号

金沢市総合治水対策の推進に関する条例施行規則
(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市総合治水対策の推進に関する条例（平成21年条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則で使用使用する用語の意義は、条例で使用使用する用語の意義の例による。

(開発事業の雨水排水計画の提出等)

第3条 条例第14条第1項の規定による計画書の提出は、雨水排水計画書（様式第1号）に、別表に掲げる図面等を添付して行うものとする。

2 条例第14条第1項の規定による協議をした者は、当該協議に係る雨水排水計画に関する工事が完了したときは、雨水排水計画に関する工事完了届出書（様式第2号）により、市長に届け出なければならない。

(開発事業の雨水排水計画の協議の適用除外)

第4条 条例第14条第2項第1号に規定する市長が定める行為は、仮設の建築物その他の工作物の建築その他の土地を一時的な利用に供する目的で行う行為（当該利用に供された後に当該行為前の土地利用に戻されることが確実な場合に限る。）とする。

(協議会の会議等)

第5条 金沢市総合治水対策推進協議会（以下「協議会」という。）の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6条 条例第5章及び前条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

図面等の種類	縮尺	明示すべき事項
位置図	縮尺2,500分の1以上	方位、開発事業地の形状及び付近見取図
配置図	縮尺1,000分の1以上	開発事業の実施前及び実施後の境界線、主要構造物の位置、建築物その他の工作物の位置及び土地利用形態
雨水排水計算書		開発事業の実施前及び実施後の平均流出係数、抑制量及び放流量
排水施設計画平面図	縮尺1,000分の1以上	排水施設の位置、排水系統及び吐口の位置
雨水流出抑制施設の計画図	縮尺100分の1以上	雨水流出抑制施設の位置、形状、断面及び放流口の構造

備考 図面には縮尺を記入すること。

様式第1号（第3条関係）

雨水排水計画書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

提出者 住 所
氏 名

⑩

金沢市総合治水対策の推進に関する条例第14条第1項の規定により、雨水排水計画書を提出し、次のとおり協議します。

計画の区分 ※	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更
開発事業の種別 ※	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 建築物の <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 20px;"> (<input type="checkbox"/>新築 <input type="checkbox"/>増築 <input type="checkbox"/>改築 <input type="checkbox"/>移転 <input type="checkbox"/>大規模の修繕) </div> <input type="checkbox"/> 駐車場の新設 <input type="checkbox"/> 既存の駐車場に係る土地の区画形質の変更（上記以外のもの） <input type="checkbox"/> 土地の舗装（上記以外のもの）
開発事業の場所	
開発事業の目的	
開発事業に係る土地の面積	㎡
開発事業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
設計者の住所及び氏名	

備考

- 1 住所及び氏名の欄には、法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 ※の欄は、該当するものの前のにレを記入してください。

様式第2号（第3条関係）

雨水排水計画に関する工事完了届出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

届出者 住 所
氏 名

⑩

雨水排水計画に関する工事が完了したので、金沢市総合治水対策の推進に関する条例施行規則第3条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

開発事業の種別 ※	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 建築物の <input type="checkbox"/> 駐車場の新設 <input type="checkbox"/> 既存の駐車場に係る土地の区画形質の変更（上記以外のもの） <input type="checkbox"/> 土地の舗装（上記以外のもの）
開発事業の場所	
開発事業の目的	
開発事業に係る土地の面積	m ²
工事完了年月日	年 月 日
施工者の住所及び氏名	

備考

- 1 住所及び氏名の欄には、法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 ※の欄は、該当するものの前の□にレを記入してください。

市長事務の一部を金沢市公営企業管理者に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年9月30日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第67号

市長事務の一部を金沢市公営企業管理者に委任する規則の一部を改正する規則

市長事務の一部を金沢市公営企業管理者に委任する規則（昭和47年規則第17号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1号を加える。

- (3) 金沢市総合治水対策の推進に関する条例（平成21年条例第5号）第14条第1項の規定による雨水排水計画の協議、同条例第15条第1項又は第2項の規定による助言、指導又は勧告、同条例第16条第1項の規定による報告の受理及び同条例第2項の規定による調査に関すること（合流式の公共下水道により下水を排除し、又は処理すべき地域として市長が指定する地域内における同条例第2条第5号に規定する開発事業に係るものに限る。）。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

金沢市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年9月30日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第68号

金沢市財務規則の一部を改正する規則

金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第66条第2項第4号中「貸付金」の次に「、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による高額介護合算療養費」を加え、「及び高額介護予防サービス費、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）」を「、高額医療合算介護サービス費、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費、国民健康保険法」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年9月30日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第69号

金沢市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

金沢市児童福祉法施行細則（平成8年規則第61号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 4 平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間の出産に係る助産施設における助産の実施に関する別表第2の備考第6項の規定の適用については、同項第2号中「350,000円」とあるのは、「390,000円」とする。

別表第2の備考第6項第2号中「できる額（）」の次に「当該社会保険に関する法令の規定に基づき、医学的管理の下における出産について、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条第1号に規定する保険契約が締結されており、かつ、同号に規定する特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、当該保険契約に係る保険料相当額として加算される額を除く。」を加える。

附 則

- 1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、平成21年10月分からの徴収金について適用する。

介護保険法の規定に基づく基準該当居宅サービス等の事業を行う者の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年9月30日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第70号

介護保険法の規定に基づく基準該当居宅サービス等の事業を行う者の登録等に関する規則の一部を改正する規則

介護保険法の規定に基づく基準該当居宅サービス等の事業を行う者の登録等に関する規則（平成11年規則第79号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第2項に次の1号を加える。

- (7) 申請者の管理者が、第3号から前号までのいずれかに該当する者であるとき。

第9条の2第2項第5号中「第13条の4」を「第13条の2」に改め、同項第6号中「第13条の4」を「第13条の2」に、「第13条の2」を「第11条の2第3項」に改める。

第10条第1項中「事項について」の次に「、当該変更の日から10日以内に」を加え、同条第3項中「休止し、又は再開したときは」を「又は休止しようとするときにあっては当該廃止又は休止の日の1箇月前までに、休止した当該基準該当居宅サービスの事業を再開したときにあっては当該再開の日から10日以内に」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 基準該当居宅サービス事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前1箇月以内に当該基準該当居宅サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該基準該当居宅サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な基準該当居宅サービス又はこれに相当するサービスが継続的に提供されるよう、他の基準該当居宅サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第11条第1項中「事項について」の次に「、当該変更の日から10日以内に」を加え、同条第2項中「休止し、又は再開したときは」を「又は休止しようとするときにあっては当該廃止又は休止の日の1箇月前までに、休止した当該基準該当居宅介護支援の事業を再開したときにあっては当該再開の日から10日以内に」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 基準該当居宅介護支援事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前1箇月以内に当該基準該当居宅介護支援を受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該基準該当居宅介護支援に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な基準該当居宅介護支援又はこれに相当するサービスが継続的に提供されるよう、他の基準該当居宅介護支援事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第11条の2第1項中「事項について」の次に「、当該変更の日から10日以内に」を加え、同条第3項中「休止し、又は再開したときは」を「又は休止しようとするときにあっては当該廃止又は休止の日の1箇月前までに、休止した当該基準該当介護予防サービスの事業を再開したときにあっては当該再開の日から10日以内に」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 基準該当介護予防サービス事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日

廃止・休止・再開をした年月日	を	廃止・休止・再開に係る年月日	に改める。
廃止・休止をした理由		廃止・休止する理由	
現にサービス又は支援を受けていた者に対する措置（廃止・休止した場合のみ）		現にサービス又は支援を受けている者に対する措置（廃止・休止する場合のみ）	
休止予定期間		休止予定期間(休止する場合のみ)	

附 則

- この規則は、平成22年1月1日から施行する。ただし、第9条の2、第12条及び第13条の2の改正規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の第10条第3項及び第4項、第11条第2項及び第3項並びに第11条の2第3項及び第4項の規定は、この規則の施行の日以後にその事業を廃止し、又は休止する基準該当居宅サービス事業者、基準該当居宅介護支援事業者又は基準該当介護予防サービス事業者について適用し、同日前にその事業を廃止し、又は休止した基準該当居宅サービス事業者、基準該当居宅介護支援事業者又は基準該当介護予防サービス事業者については、なお従前の例による。

金沢市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年9月30日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第71号

金沢市介護保険規則の一部を改正する規則

金沢市介護保険規則（平成12年規則第16号）の一部を次のように改正する。

第8条第23号の2中「様式第23号の2」を「様式第23号の2の2」に改め、同号を同条第23号の2の2とし、同条第23号の次に次の1号を加える。

- (23)の2 法第51条の2第1項の規定による高額医療合算介護サービス費及び法第61条の2第1項の規定による高額医療合算介護予防サービス費の支給の申請書 様式第23号の2
 様式第23号の2を様式第23号の2の2とし、様式第23号の次に次の1様式を加える。

様式第23号の2（第8条関係）

高額医療合算介護（介護予防）サービス費支給申請書

年 月 日

（あて先）金沢市長

高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

申請者 (被保険者)	被保険者番号		計算期間における 介護保険の加入期間	年 月から 年 月まで
	フリガナ		生年月日	
	氏名		性別	
	住所			
	基準日に加入していた 医療保険者	名称		
	所在地			

合算対象者	被保険者番号	氏名	性別	生年月日

申請者のお使いの人	氏名		申請者との関係	
	住所			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成21年(2009年)9月30日 印刷
平成21年(2009年)9月30日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
カネモト印刷(株)